

令和6年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況（警察本部）

開催年月日 令和6年9月27日（金）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 議員
 答 弁 者 警務部長 増沢 五郎、警務課長 田中 昭彦、
 施設課長 安西 美智哉、厚生課長 橘 洋美、
 少年課長 脇山 義人

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 職員の懲戒処分等について 道警察について、2017年、平成29年の第3回定例会予算特別委員会で質問させていただきました。 不祥事は、開示請求ベースで道警自らが公表することで、組織の透明性を高め、道民の目線で検証することにつながるよう求めましたが、従来通りの対応だという答弁でした。 警務部長が、「再発防止に向けた諸対策の徹底を図り、実効性を高めることで、非違事案の絶無を期す」とまで、高らかに述べて、道民の信頼を回復することができるよう取り組むと決意を表明していたわけです。 私は、本部長に、不退転の決意で不祥事の根絶を実現するよう指摘し、次の機会に答弁を求めています。 はてさて、その現状はどうなっているのか、以下、伺います。</p> <p>(一) 不祥事の発生状況、処分内容、所属等について 文書が保存されている2019年以降、懲戒処分の対象となった不祥事の発生状況、処分内容、処分量定、所属と階級について各年毎に伺うほか、総件数についてもお示し願います。</p> <p>(二) 不祥事への対応について 今の答弁からすると懲戒処分者が50人で、組織全体に及んでいるわけです。 免職は9人のほか、停職以下の処分内容を見ますと、公文書の偽造・行使、児童買春、万引きや窃盗、強制わいせつや不同意わいせつ、犯人隠避、児童ポルノ製造、青少年へのいかがわしい行為、酒気帯び運転、秘密漏洩、盗撮などがあります。 いずれも犯罪であり、これらは適正に捜査されているのでしょうか。</p> <p>(三) 懲戒処分の公表について 文書保存期限が経過していない報道メモ5件の提出を受けたが、公表・報道発表したのはそのうち何件でしょうか。 公表していない事案の件数と内容はどのようなもので、理由はどうなっているのか伺います。</p>	<p>(警務課長) 道警察における令和元年以降の懲戒処分の状況についてですが、各年別に申し上げますと令和元年の懲戒処分者は7人で、処分の内訳は、免職が1人、停職が2人、減給が4人、所属は、警察本部が1人、警察署が6人、階級は、警部補が2人、巡査部長が2人、巡査が2人、一般職員が1人、令和2年の懲戒処分者は13人で、処分の内訳は、免職が3人、停職が2人、減給が4人、戒告が4人、所属は、警察本部が6人、方面本部が1人、警察署が6人、階級は、警部が1人、警部補が1人、巡査部長が4人、巡査が6人、一般職員が1人、令和3年の懲戒処分者は9人で、処分の内訳は、免職が1人、停職が2人、減給が5人、戒告が1人、所属は、警察本部が3人、方面本部が2人、警察署が4人、階級は、巡査部長が2人、巡査が7人、令和4年の懲戒処分者は8人で、処分の内訳は、免職が1人、停職が4人、減給が3人、所属は、警察本部が2人、警察署が6人、階級は、警部補が3人、巡査部長が4人、巡査が1人、令和5年の懲戒処分者は6人で、処分の内訳は、免職が1人、減給が3人、戒告が2人、所属は、警察本部が1人、方面本部が1人、警察署が4人、階級は、巡査部長が1人、巡査が5人、令和6年は、8月末現在の懲戒処分者が7人で、処分の内訳は、免職が2人、停職が2人、減給が3人、所属は、警察本部が2人、警察署が5人、階級は、警部補が1人、巡査部長が2人、巡査が2人、一般職員が2人です。</p> <p>令和元年から令和6年8月末までの懲戒処分者の総人数は、50人となります。</p> <p>主な処分内容につきましては、令和元年は、盗撮事案、酒気帯び運転事案など、令和2年は、公文書取扱不適切等事案、児童買春等事案など、令和3年は、酒気帯び運転事案、犯人隠避等事案など、令和4年は、窃盗事案、児童買春事案など、令和5年は、住居侵入等事案、拳銃の誤射事案など、令和6年は、麻薬特例法違反事案、北海道青少年健全育成条例違反などです。</p> <p>(警務課長) 不祥事の対応についてですが、警察職員の犯罪行為につきましては、適正に捜査を行っております。</p> <p>(警務課長) 懲戒処分の公表についてですが、報道発表に関する記録が残る令和5年度以降では、委員説明のとおり、5件の懲戒処分を報道発表しております。 令和5年度以降、報道発表していない懲戒処分事案は、6件で窃盗事案、北海道迷惑行為防止条例違反事案、不同意わいせつ事案、勤務規律違反事案となります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 公表の基準について 公表・非公表の基準というのはどうなっていますか。</p> <p>(五) 公表のあり方について 指針のとおりに発表しているということですが、先ほど適正な捜査を行っていると言いましたよね。適正な捜査の結果なら公表したらいいと思うんです。道庁の方は、同じ地方公務員でありますけれども、振興局まで公表しています。せめて方面本部は公表対象にするなど、不祥事の発生防止と信頼の確保の観点から効果的公表のあり方を検討して、見直していくべきではありませんか。</p> <p>(六) 監督上の措置の発生状況等について 指針通りということでは不祥事の多い道警の改善に向けた本気度が伝わってきません。道警察の懲戒等取扱規程によりますと、規律違反が軽微で、懲戒処分を要しないと本部長が認めるものは訓戒、規律違反が極めて軽微で訓戒が必要ないと認めるものは注意を行うことができるとして、懲戒処分に至らない監督上の措置というものがあります。懲戒処分同様に発生状況とその処分内容、量定、総人数についてお示しください。</p> <p>(七) 監督上の措置について 今の答弁にあった事案というのは、いずれも軽微な案件だと道民は受け止めるでしょうか。決してそんなことはないと思います。それで監督上の措置の案件をよく見てみますと、免許失効中の運転、つまり無免許運転や、公文書の偽造、暴行や傷害、窃盗、不適切な言動など、犯罪とみられる不祥事が監督上の措置で済まされています。これは警察においては軽微な案件と認識しているのか。このような処分が厳正な対応と胸を張って言えるのでしょうか。</p> <p>(再質問) いやいや、不適切では済されないですよ。私、黒塗りの事件指揮簿を確認したんですけど、そこに内容書かれていました。到底これはいずれも犯罪に当たるという案件がありますし、懲役、罰金の対象となる案件が監督上の措置として留まっている訳です。一般人であれば警察が犯罪として取り締まるものではありませんか。警察内部なら、訓告・注意という措置で終わるということでは、一般人の対応と整合性がとれるのかどうか、お聞きしたいと思います。</p>	<p>(警務課長) 公表・非公表の基準についてでございますが、道警察では、従来より、警察庁の「懲戒処分の発表の指針」を参考として、「職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分」と、「私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分」について公表を行うこととしているほか、「その他、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分」については、発表を行うという考えであります。ただし、公表の例外といたしまして、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ない場合につきましては、発表を行わないこととしております。</p> <p>(警務課長) 公表のあり方の見直しについてでございますが、道警察といたしましては、懲戒処分を公表する際、警察庁の「懲戒処分の発表の指針」を参考に、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行うこととしており、個別具体的に公表するか否かを判断しております。懲戒処分の公表につきましては、先ほど申し上げましたとおり、警察庁の「懲戒処分の発表の指針」を参考とし、発表を行うことで、道民の皆様の理解を得られるよう努めてまいります。</p> <p>(警務課長) 懲戒処分に至らない監督上の措置の状況についてでございますが、記録が残る、令和元年度以降で、各年別に申し上げますと、平成31年4月から令和元年12月までは50人で、内訳は、訓戒が19人、注意が31人、令和2年は94人で、内訳は、訓戒が47人、注意が47人、令和3年は85人で、内訳は、訓戒が41人、注意が44人、令和4年は95人で、内訳は、訓戒が28人、注意が67人、令和5年は91人で、内訳は、訓戒が25人、注意が66人、令和6年は8月末現在88人で、内訳は、訓戒が40人、注意が48人であり、平成31年4月から令和6年8月末までの監督上の措置の総人数は503人となります。主な措置内容につきましては、公用文書毀棄事案、暴行事案、交通違反事案、拳銃不適切管理事案、勤務規律違反事案、不適切言動事案、異性関係不適切事案などです。</p> <p>(警務課長) 監督上の措置についてでございますが、道警察における監督上の措置とは、職員の服務の厳正を保持し、又は職員の職務の履行に関して改善、向上を図るため必要があると認められるときに、当該職員への指揮監督権限を有する上級の職員が行う措置であります。いわば、監督上の措置は、懲戒処分に次ぐ措置という位置づけで、「北海道警察懲戒等取扱規程」に定められているものであり、その対象となる事案は、懲戒処分相当の事案との比較において軽微という趣旨であって、警察職員としては不適切であり、道民の信頼を損なう行為であることには変わりはありません。道警察におきましては、実際の処分の要否等については、警察庁の「懲戒処分の指針」を参考として、「当該行為の動機、態様及び結果」、「職員の当該行為の前後における態度」、「職員が過去に行った規律違反行為の状況」等を総合的に考慮した上で決定しておりまして、事案の内容によっては、懲戒処分とせず、監督上の措置とするなど、厳正かつ適正に処分等を行っております。</p> <p>(警務課長) 警察職員の犯罪行為につきましても、一般人の方と同様、法に基づいて厳正に対処しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(再々質問) 先ほどの答弁からはそうは受け止められないと思いますよ。そこで答弁にあった措置案件に対して関係法令に基づき与えられた権限を適正に行使をされているのかという疑問を拭えません。 無免許運転などしていいんですか。 インターネットにわいせつな画像を公然と陳列したなどいづれも監督上の措置で済ませていいんでしょうか。 身内に甘いと受け止められかねないと思います。 これまで、信用失墜行為の度に、警察は再発防止策を講じてきました。 にも関わらず、今年は8月末までに懲戒が7件、監督上の措置が88件、例年よりハイペースで不祥事が起きていて、9月18日には巡査が性的姿勢撮影処罰法違反の疑いで現行犯逮捕されているんです。 不祥事が止まりません。 道警察としての責任をどう考えていくのか、これまでの対策を改めて検証して再発防止策を強化する必要があると考えますけどいかがでしょうか。</p> <p>(八) 飲酒による信用失墜事案について それだけでは止まらないと思いますよ。 きちんと対策を検討してしっかり取り組むということがなければ止まらないと思います。 全国での、飲酒中、飲酒後の処分対象案件は、前年より30人多い66人とほぼ倍増しています。 道警察においても、監督上の措置のうち、節度のない飲酒による信用失墜行為が、昨年12月に2人、3月、4月、7月と連続して発生していて、同時期で14件にも上ります。 いづれも監督上の措置に留まっていて、懲戒処分を受けていません。 5月は警視が訓戒を受けていますけれども、措置に留まっています。 旭川中央署では、旭川市神居古潭で起きた高校生を転落死させたという捜査対象者と飲酒したり、不倫をしたり、また未成年者との飲酒が、道警察の職場の飲み会で起きていることに批判が高まっています。 旭川はどうなっているのかと、そこまで言われているんですよ。 懲戒とせず訓戒・注意に留めていますけれども、飲酒による重大信用失墜事案が繰り返される事態をどう受けとめているのでしょうか。</p> <p>(指摘) 本当に重く受け止めているのであれば、旭川の案件は厳正な監察なり、厳正に対処するように強く求めておきます。</p> <p>(九) 抑止・再発防止対策について 警察職員が相互の連帯を強める上で、規律の厳正な保持というのが前提にあると思います。 しかし、同僚たちとの飲み会の後の不祥事案が何件もある訳です。 警察では、国民の期待と信頼に応えるため、「非違事案に対して、厳正に対処するとともに、原因・背景の分析に基づき、非違事案につながりにくい業務の仕組みの構築に向けた指導を行うなど、非違事案対策の高度化に取り組んでいる」と承知をしておりますけれども、道警の同僚間ではこうした事態を抑制できないのでしょうか。 原因・背景の分析をどのように行い、再発防止策をどのようにとってきたのか伺います。</p> <p>(十) ハラスメント相談の実績等について 効果的でないからブレーキがかかってないと思うんですよ。 ここはしっかり取り組んでいただきたい。 それから、気になったのがハラスメントの多さなんです。 ハラスメントに関する令和元年以降の相談件数と平成31年4月以降の懲戒処分等の状況について、まずお示ください。</p>	<p>(警務課長) 道警察では、非違事案の原因や背景を分析の上、警察本部長から、警察職員としての規律の振粛について各所属長に通達したほか、各所属の副署長等と問題点の共有を図り、人事管理の在り方を協議するなど、取組みの強化を進めてまいります。</p> <p>(警務課長) 飲酒による信用失墜事案についてであります。個別の事案につきましては、処分の有無等を回答することは差し控えていただきます。 なお、一般論として、道警察におきましては、実際の処分の要否等については、警察庁の「懲戒処分の指針」を参考として、「当該行為の動機、態様及び結果」、「職員の当該行為の前後における態度」、「職員が過去に行った規律違反行為の状況」等を総合的に考慮した上で決定しているところであります。 道警察といたしましては、本年に入ってから、警察職員による飲酒上の信用失墜事案が発生し、道民の皆様への道警察に対する信頼を損なう事態となっていることを重く受け止め、引き続き、職員に対する指導の強化に努めてまいります。</p> <p>(警務課長) 抑止・再発防止対策についてであります。道警察では、事案ごとに厳正な調査を徹底し、原因や背景を究明した上で、飲酒時の統ルールを策定するなど、再発防止対策を講じているところであります。</p> <p>(警務課長) ハラスメント相談の実績等についてであります。各年別に申し上げますと、令和元年が105件で、内訳は、パワハラが82件、セクハラが19件、その他が4件、令和2年が121件で、内訳は、パワハラが100件、セクハラが19件、その他が2件、令和3年が160件で、内訳は、パワハラが133件、セクハラが26件、その他が1件、令和4年が188件で、内訳は、パワハラが164件、セクハラが22件、その他が2件、令和5年が198件で、内訳は、パワハラが176件、セクハラが18件、その他が4件、令和6年は8月末現在で114件で、内訳は、パワハラが98件、セクハラが13件、その他が3件となっております。 ハラスメント事案の処分等については、平成31年4月から令和6年8月末までで、懲戒処分者が3人、監督上の措置が99人となっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十一) 異性や同僚、部下に対するハラスメント事案について 監督上の措置を見てこれ気がついたんですよ。 ものすごく多いって。 1年に200件近い相談があって、そして今年もすごいハイペースですよ。 警察組織においては、毎月のようにこうした異性や同僚、部下に対するハラスメント事案が報告され続けて増加している。 その懲戒処分と監督上の措置の不祥事の中でも群を抜いていて、5年間で102人に上る訳です。 恒常的に監督上の措置に留めている例が今の答弁でわかったように、ほとんどなんですけど、その背景や理由をどう考えているのでしょうか。 それに対応した取り組みはどうかされて、効果が出ているといえるのかどうか伺います。</p> <p>(十二) 効果的対策について 相談できる環境の整備は重要ですよ。 でも、それにしてもハラスメントが日常茶飯事となっている道警察と言わざるを得ないと思いますね。 これは単に注意を繰り返しても再発防止は成功しません。 ハラスメントであれば、第三者を含めて調査を行い、組織的対応が必要です。 ジェンダーの問題があれば、ジェンダー平等に関する個別研修を受ける、あるいは幹部研修を行うなどの対応をすることが必要になってくる訳です。 同時に監督上の措置だけで済ませるべきではないと考えます。 今の時代に即した効果的対策をとるべきではありませんか。</p> <p>(指摘) 道警の監督上の措置にあたる道庁の厳重注意処分を見ましたら、ハラスメントは今はありません。 戒告以上の懲戒処分にされているんですね。 原則として、懲戒処分なんです。 だから、道警の方も道庁と足並みを揃えるようにしっかりと対応を取っていかねばならないと考えておりますので、このことについて指摘をしておきます。</p> <p>(十三) ハラスメント相談外部窓口について 道では、ハラスメント相談窓口を内部のほかに、弁護士に繋がる「外部窓口」として新たに設置をされました。 この相談も、通報者や相談者の秘密保持の徹底、利益相反関係の排除に厳正に対処しております、匿名でも対応可能であります。 通報・相談件数とも増えております。 道警察におけるハラスメント相談には誰がどのように対応するのか、外部相談窓口は設置されているのか、伺います。</p> <p>(十四) 内部公益通報について 相談のしやすさは道警も評価しているとおりでですから、完全な第三者による外部相談窓口を設置をするべきです。 道においては過料や刑事罰につながる行為等を対象にした公益通報、内部通報制度があります。 通報者や相談者の秘密保持の徹底、利益相反関係の排除に厳正に対処しております。 同じように匿名でも対応可能であって、通報・相談件数とも増えております。 道警察では内部公益通報の目的と役割をどのように認識をして、どのように運用しているのか、また、相談者の保護等に対処しているのか、実績及び違反根拠を併せてお示し願います。</p>	<p>(警務課長) ハラスメント事案について監督上の措置に留めているとの質問に対してであります、ハラスメント事案につきましては、他の処分と同様に、実際の処分の要否等については、警察庁の「懲戒処分の指針」を参考として、厳正かつ適正に処分等を行っております。 ハラスメント事案につきましては、世代間ギャップを原因とするものや、ハラスメントと指導をはき違えているものなど、様々な背景や理由がありますが、事案ごとに厳正な調査を徹底し、その原因を究明した上で、各種再発防止対策を恒常的に推進しております。 道警察において、ハラスメント事案による処分者が毎年一定程度出ていることは憂慮すべきことでありますが、近年、ハラスメント相談が増加している一方で、相談件数に対する処分者の割合は低下し、被害者が相談しやすい環境が整えられてきているという効果が出ていると考えております。</p> <p>(警務課長) 今の時代に即した効果的な対策についてであります、先ほど御説明したとおり、ハラスメント事案は、他の事案と同様、実際の処分の要否等につきましては、警察庁の「懲戒処分の指針」を参考として、厳正かつ適正に処分等を行っております。 道警察におきましては、ハラスメント防止の知識を深め、ハラスメントのない良好な勤務環境を確保することを目的とし、本年6月に、全所属の副署長等を対象としたハラスメント防止対策教養を実施しているほか、毎年、専門的な部外講師を招いてハラスメント教養セミナーを行うなどしております。</p> <p>(警務課長) ハラスメント相談窓口とその対応についてであります、道警察におきましては、各所属にハラスメント相談員を指定するとともに、警察本部内の監察官室や厚生課などに相談窓口を広く設定し、各種ハラスメント相談を受け付けております。 また、「北海道警察ハラスメント防止対策要綱」や「北海道警察ハラスメント相談対応要領」により、職員がハラスメントに関する相談を行った場合の不利益取扱いの禁止や知り得た秘密の厳守について定め、相談内容を記録化した上で、事実関係の迅速な調査を行うとともに、被害者のケアや、被害拡大防止のために必要な措置を講じるなど、組織的な対応を徹底しております。 道警察におきましては、ハラスメント事案を含む法令違反行為や職員としてふさわしくない非行に関する通報等について、北海道公安委員会に対して直接通報を行うことができる「公安委員会直接通報制度」を運用しております。 この「公安委員会直接通報制度」におきましても、通報者に対する不利益取扱いの禁止、秘密の保持等、通報者の保護について規定しております。</p> <p>(警務課長) 内部公益通報の目的、役割の認識、運用についてであります、道警察におきましては、公益通報者保護法に基づいた内部公益通報制度の適切な運用のため、「北海道警察内部公益通報対応要綱」を制定しております。 内部公益通報は、通報者等の保護及び道警察の法令遵守を推進することを目的として適正に運用しており、通報の窓口については、組織内部の窓口のほかに、北海道公安委員会及び弁護士を外部窓口として設置し、職員に広く周知しております。 受理した通報につきましては、通報者に受け付けた旨を通知し、内部公益通報に該当すると認められた場合には、不利益な取扱いは行わないこと、秘密は保持されること、個人情報保護されることなどを説明し、調査の結果、是</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(指摘) 内部公益通報や先ほどの相談事項は、組織を良くしようとして職員は相談したり通報したりしているのですから、このところは鹿児島県警の例があるように不安を持たせることなく、運用していただきたいということを強く申し上げておきます。</p> <p>(十五) 公安委員会からの監督・指導について 不祥事が後を絶たない状況の中で、懲戒処分、監督上の措置は公安委員会にどう報告しているのでしょうか。 そして、また、公安委員会からはどのような監督・指導を受けているのですか。</p> <p>(指摘) それではその指導にしっかり答えなくてははいけませんよね。実績をきちっと示せるように、公安委員会に報告できるようにしていただきたいと指摘をしておきます。</p> <p>(十六) 不祥事根絶に向けた本部長の見解について 先の旭川の事案ですけれども、個別案件には答えないということだったんですけど、監察官室の監察を前に、旭川中央署の警察官が、当該のお店に置いていた名刺を回収して、口止めする行為があったと聞いております。 このようなことを道警察が放置したといわれては信頼も安心も地に墜ちかねません。 国民の期待と信頼に応えるため厳正な調査に基づく、厳正な対処を求めます。 信頼回復に向けて、本部長が先頭に立って、不退転の決意で、不祥事の根絶を実現するよう見解を伺います。</p> <p>(再質問) 本部長から答弁いただけませんでした。 でも、今朝のニュースを見て改めて考えたんですけど、昨日、北海道警察学校の卒業式があったと報道されていました。 新しい道警察の職員が本当に誇りを持って日常的にパワハラが行われるような職場ではないと胸を張って言えるように、そして、道民の命と、安全、財産、更に加えて、道民の人生が変わるほどの影響力を持っている訳ですよね、警察の対応というのは。 そのことに対して、本部長は先頭に立って取り組んでいくという決意だけ述べていただきたいんですけどいかがですか。</p> <p>(指摘) 新任職員に対しては、本部長からしっかりと道警の問題に対する対応というのをしっかりやっていくということを伝えていただきたいというふうに申し上げておきます。</p> <p>二 旭川市いじめ問題再調査報告書等について 旭川市の中学生いじめ問題再調査委員会が9月1日に報告した再調査結果の中で、警察の対応について、特に1節が設けられて、言及されました。 極めて異例のことです。 報告書では、「警察の事件対応としては、当委員会は評価する立場にはなく、特段の問題があるとも認められない」と前置きをしつつ、いじめ防止等対策の点から、聴取のあり方、情報の共有、証拠の扱い等について、第4章、第5章で10ページ以上にわたって記載されております。</p> <p>(一) 報告書における道警察の対応に関する言及について 道警察は、警察の対応について言及された内容を承知しているのでしょうか。</p>	<p>正措置や再発防止策を講じた内容についても、通報者に通知するとともに、北海道公安委員会に遅滞なく報告するなど、通報者の個人情報の保護、秘密の保持、利益相反関係の排除に適正に対処しております。 実績及び違反根拠について年度別に申し上げますと、令和元年度は0件、令和2年度は1件で、内容は内規違反、令和3年度は1件で、内容は法律・政令違反、令和4年度は1件で、内容は規律違反、令和5年度は0件という結果になっております。</p> <p>(警務課長) 公安委員会からの監督・指導についてであります。道警察におきましては、北海道公安委員会に対し、定期又は随時に、懲戒処分及び監督上の措置の報告を行っており、公安委員会の委員から、お叱りや苦言をいただいた上で、その都度、再発防止に関する指導をいただいているところであります。</p> <p>(警務部長) 不祥事根絶に向けた見解についてであります。本年に入ってから、職員による麻薬特例法違反、北海道青少年健全育成条例違反、不適切交際事案等の非違事案が相次ぎ、道民の皆様の道警察に対する信頼を損なう事態となつていくことを、重く受け止めております。 道警察といたしましては、今後も、職員による非違事案の絶無を図るため、適正な調査に基づく厳正な処分を徹底するとともに、再発防止に向け、取り得る施策をきめ細やかに実施し、道民の皆様の信頼回復に努めてまいります。</p> <p>(警務部長) 今後の決意に関してですけれども、先ほどもご説明したとおり、本年に入ってから様々な非違事案が相次いでおります。 その点については、非常に重く受け止めているところでございます。 今後は、非違事案絶無を図るため、様々な再発防止策を実施しまして、道民の皆様の信頼回復に努めてまいります。</p> <p>(少年課長) 警察の対応について言及された内容についてであります。公表された報告書においては、警察の事件としての対応について、「これを評価する立場にはなく、また特段の問題があるとは認められない」とされた上で、いじめ防止等対策の観点からの言及があったことは承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 児童生徒等に対する事情聴取等の配慮について 内容については触れられなかったんですが、相当衝撃が 走ったと思います。 その上で、よく読まれたものと思います。 特に、警察の捜査と学校の調査の目的の違いがあるもの の、生徒の聴取に関して正確な聴取内容の共有の必要性が 指摘をされています。 児童生徒等に対する事情聴取はどのように行うことにな っているのか伺います。</p> <p>(三) 聴取による影響及び警察の聴取方法について 特に配慮が必要だという認識を示されたんだと思うんです。 しかし、報告書は問題だというふうに指摘をしている訳 です。 当該生徒、お名前が公表されていますから申し上げます けど、廣瀬爽彩さんは発達特性に課題があったとされ、当 時、入院するほど心的打撃を受けて入院の治療中に2回の 警察による聴取が行われています。 本人と警察以外の立ち会いもなく、治療的配慮がほぼな されないうちで行われたもので、自殺の原因となるフラッシ ュバックの重篤化と長期化に大きく影響した可能性を否定 できないと結論付けられた訳です。 これは極めて重大だと考えます。 この内容について警察はどう受け止めたのか。 聴取や時期、方法、聴取者の慎重な検討が必要ではなか ったのでしょうか。</p> <p>(四) 聴取記録の情報共有及び開示の必要性について 医師の同意を得たという記載はありましたけれども、事 実として本人と警察職員以外立ち会いもない中での聴取で あったこと、病状に大きな影響をした可能性があったこと が指摘をされた訳ですから、これは本当に重大なことだ と思いますし、何より、この生徒の発達段階を考慮したもの だったのかどうか、疑問が残るわけですね。 ですから、このことはしっかりと検証していただきたい と思います。 いじめ調査においては警察と教育関係者では異なる観 点から確認が必要となることから、その保全、共有に努める 必要があるということも指摘されている。 しかし、当該生徒から聴取できなかった市教委において、 警察からの市教委への架電による事件化できないという連絡 が、いじめ認定できないとする根拠となったという記載も あります。 そうした経過からも、聴取を繰り返すことによる精神的 な苦痛などを考え、児童生徒に過大な負担を与えず、学校 の調査に対する警察の聴取記録の開示の必要性というのが 提起をされていますけれども、この点については前向き に検討すべきではないでしょうか。</p> <p>(五) 証拠・資料の取り扱いについて 引き続き、適切に情報共有していくということであれば、 今回の事案が適切であったという答弁に聞こえるわけです けれども、問題点を指摘された重大さはしっかりと認めた 上で、この事案については個別案件ですから、検証して いただきたいと思えますし、今後の教訓にしていきたい と言うことを申し上げておきたいと思えます。 警察が消去した証拠画像について、画像の流出を防ぐ効 果はあったとする一方、例えば警察の事件性の判断には重要 性はないものの、児童生徒の心身の苦痛の程度を図る上で、 どんな写真や動画が何故、何個送られたのか、メッセージ のやり取りは極めて重要な証拠であり、資料であります。 警察においては、今回の事案では一切考慮されていない とまでこの報告書では言及している訳です。 いじめと併せて捜査する事案において警察は、いじめ防 止等対策の点から一層理解を深める必要があると考えます。 今回いじめ問題に高い知見を持つ国内有数の方々が揃っ て調査にあたり、調査により指摘された課題を真摯に受け 止め、今後、教育庁等とも連携し、取り組む必要がある と考えますが、少年警察の北海道の責任者たる少年課長に答 弁を求めたいと思えます。</p> <p>(所感) 教育の側にも警察の捜査、そして証拠資料等に対する理 解というものがどうなっていたのか、浅かったのか、きち んとできていたのか課題があると思うんですよね。 ですから、今答弁にあったように教育庁等とも緊密な連 携を図って適確に対応していくということですから、それ</p>	<p>(少年課長) 児童生徒等に対する事情聴取についてであります。児童 生徒等からの事情聴取は、少年の心情やその置かれてい る状況等を十分に考慮した上で、捜査上の秘密保持やプ ライバシーの保護を図りつつ、これを行うこととしており ます。</p> <p>(少年課長) 調査結果の受け止めと、聴取に関する検討についてであ りますが、調査結果において、警察による当該生徒への事 情聴取が、自殺の原因となるフラッシュバックの重篤化と 長期化に大きく影響した可能性は否定できないと記載され ていることは承知しております。 個別の事案に関することについては、お答えを差し控 えさせていただきますが、一般論として申し上げます。児童 生徒からの事情聴取は、本人やその保護者等の同意を得た 上で、被害児童生徒の心情等を十分に考慮して行うこと と、入院中である場合には、医師の同意も得て行うこと としております。</p> <p>(少年課長) 聴取記録の情報共有及び開示についてであります。警 察では、犯罪行為や触法行為に該当する可能性のあるい じめ事案への対応に当たっては、学校等と緊密に連携する こととしております。 調査・捜査する過程で警察が入手した情報については、 捜査上の秘密保持やプライバシーの保護に十分配慮し、被 害児童生徒やその保護者からの同意が得られたような場 合には、学校等と共有することとしております。 引き続き、適切に情報共有してまいります。</p> <p>(少年課長) 証拠・資料の取扱いと今後の取組についてであります。 警察では、犯罪行為・触法行為に当たる可能性のあるい じめ事案への対応に当たっては、被害児童生徒の早期保護 等の観点から迅速に捜査・調査に着手するとともに、学校 等と必要な連携を行うこととしております。 繰り返しになりますが、捜査・調査する過程で警察が 入手した情報につきましては、捜査上の秘密保持やプ ライバシーの保護に十分配慮し、被害児童生徒やその保 護者からの同意が得られたような場合には、学校等と共有 することとしております。 引き続き、教育庁等とも緊密な連携を図りながら、的確 な対応を行ってまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>を具体的に進めていただきたいと思います。 私は改めて廣瀬爽彩さんの冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。 そしてまた、二度と子どもの命が犠牲になるようないじめというものを防止していくために、今回の報告を重く受け止めて、道警としてもしっかり対応していただきたいと思ひますし、私もこうしたいじめ対策の問題についてはこれからも尽力をしていきたいということを申し上げてこの質問を終わります。</p> <p>三 執務環境の改善について 警察署等の執務環境に関して、夏の暑さ対策に早急に取り組んでほしいと、共産党の議員である私のところに要望が寄せられました。</p> <p>(一) 警察署、交番、駐在所におけるエアコンの設置状況について 警察署、交番、駐在所におけるエアコンの設置状況について、伺います。</p> <p>(二) 執務環境の現状把握について 北海道だからということで、エアコンの設置が進んでいない状況は他も同じなんですけど、学校は全てに設置ということで設置が進んでいます。 警察署は、64のうち53が設置されていないと、それから交番、駐在所はまだ37か所が設置されていないという状況なんです。このところはしっかりと進めていきたいと思ひます。 ある警察署では、警察署のエアコンは、署長や副署長のいる警務課には設置されているんだけど、各課にはなくて、特に最前線で働く地域課は人が多い上、風が通りにくく、朝の就勤時でも30℃近く、湿度は80%を超えている状況が珍しくないという具体的で切実な訴えが届いております。 耐刃防護衣や帯革を装備する制服の警察官はすでに汗びっしょりになっており、新人警察職員の離職の要因のひとつにもなっているという声も寄せられております。 このような執務環境について、道警察は実態と現場の声をどのように把握しているのか伺います。</p> <p>(三) 執務環境改善の取組について 把握しているけれども手が届いていないという状況だと思うんですけど、でも、本当にその声に応えるということであれば、クールシェアリングなどを含めて個別の対応をしていく必要があると思ひます。 職員の体調管理や、やる気をそがないようにすること、離職防止の観点からもこの執務環境の改善を急ぐ必要があると思ひます。 施設改修に合わせたエアコン設置に留まらず、執務環境の実態を把握した上で、改善できるところから取り組むべき課題ではないかと考えるところです。 随時の対策も取りながら、執務環境の改善にどう取り組んでいくのか伺います。</p> <p>(所感) 憲法と法に基づいて捜査や逮捕権限を持つ警察において、不祥事に厳正に対応して無くしていかなければならないと思ひます。 私も現場の警察官が山岳遭難や酔っ払いの保護、頻発する犯罪や交通事故対応、それから火災や自然災害等々、現場で対応していることは一部承知をしております。 道民の生活、命を守っていく、それと共に人権を守ることが警察の使命であり、警察の一言によって人生が変わったと、良くも悪くもですけれども、良く変わったという例を私は聞いておりますし、今回の袴田巖さんの再審無罪の判決のように捜査過程における証拠のねつ造などによって58年間に渡って人生が奪われて大変苦しむことになった例もありますから、そうした組織だという自覚を持って、今後とも誠実に対応していきたい、親切に対応することとも書いてありますので、そういう対応をしていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。</p>	<p>(施設課長) 警察署、交番、駐在所におけるエアコンの設置状況についてでございますが、警察署につきましては、全道64施設のうち、全ての事務室にエアコンが設置されている施設は、11施設となっており、その他の警察署につきましても、環境の改善が必要と認められる事務室などにエアコンを順次設置しているところでございます。 また、交番、駐在所につきましては、全道689施設のうち、エアコンが設置されている施設は、今年度設置する施設を含め、652施設となっております。</p> <p>(厚生課長) 執務環境の現状把握についてでございますが近年、道内においても夏季の気温上昇が顕著であり、警察活動中の警察官につきましても、熱中症の発症リスクが高まっているものと認識しております。 また、エアコンの設置を始め、執務環境の改善に向けた要望や要望の背景となっている実態につきましては、それぞれの警察署等から随時寄せられており、把握をしているところでございます。</p> <p>(警務課長) 執務環境改善の取組についてでございますが、委員御指摘のとおり、職員の体調管理等、さまざまな観点から、改善すべき実態を把握した場合には、改善できるところから取り組んでいくべきであると認識しております。 このため、これまでも必要に応じた取組を講じてまいりましたが、引き続き、現場の状況や職員の声の把握に努めるとともに、業務の特性や地域の地理的条件のほか、夏季の気温上昇といった環境の変化等の状況を踏まえ、随時又は計画的にエアコンの整備など、執務環境の整備に取り組んでまいります。</p>